

医療的ケアが必要なお子様の 保育所等の利用に関するご案内



日常生活の中で医療的ケアを必要とするお子様が保育所等の利用を希望される場合は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ、まずは電話またはFAXでご相談ください。保育所等の利用に向けた、区役所での来所相談の日程調整をします。

相談では、お子様の状況や希望する保育所等について伺います。利用相談時の確認事項などは裏面をご覧ください。

※在園児のお子様で医療的ケアが必要となった場合は、利用している保育所等またはお住まいの区こども家庭支援課にご相談ください。

ご相談は、各区役所こども家庭支援課へ

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前8時45分から午後5時15分まで】

※ 区役所窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時00分までです。

区	電話	FAX
鶴 見	045-510-1816	045-510-1887
神奈川	045-411-7113	045-321-8820
西	045-320-8402	045-322-9875
中	045-224-8172	045-224-8159
南	045-341-1152	045-341-1145
港 南	045-847-8498	045-842-0813
保土ヶ谷	045-334-6397	045-334-6393
旭	045-954-6173	045-951-4683
磯 子	045-750-2475	045-750-2540
金 沢	045-788-7795	045-788-7794
港 北	045-540-2320	045-540-3026
緑	045-930-2331	045-930-2435
青 葉	045-978-2428	045-978-2422
都 筑	045-948-2321	045-948-2309
戸 塚	045-866-8468	045-866-8473
栄	045-894-8959	045-894-8406
泉	045-800-2413	045-800-2524
瀬 谷	045-367-5782	045-367-2943

横浜市こども青少年局保育・教育支援課（045-671-2397）

利用相談時の流れ



1 お子様の状況について

- ① 保育所等で必要となる医療的ケアの内容を事前にご確認ください。

保育所等で提供する医療的ケアは、保育所等の人員配置や施設設備の状況から、安全な提供が可能であると判断されたものとします。主な内容は、**経管栄養、吸引、導尿、血糖管理、酸素療法**等です。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

- ② 区役所での相談時には、次の書類等もご準備いただき、ご持参をお願いします。

- ☐ 医療的ケア児保育所等利用事前相談票
- ☐ 医療的ケア児童状況書（第1号様式-2（保護者用）） ※ 可能な範囲でご記入ください。
- ☐ 母子健康手帳
- ☐ お薬手帳 など

2 保育所等の利用について

- ① 利用相談では、お子さまの健康状態や希望する保育所等を確認いたします。

～お子様の健康状態に関する主な確認事項～

- ・病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関りの中で過ごせること
- ・保育の必要性があり、主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること
- ＊医療的ケア児主治医意見書・指示書の保育教育の適性についての見解（集団生活が可能・在宅生活が安定・3か月の間、入退院を繰り返していない）に全てチェックがつくこと
- （保育の必要性の詳細は、「横浜市保育所等利用案内」をご覧ください）
- ・日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
- ・保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関と連携ができること



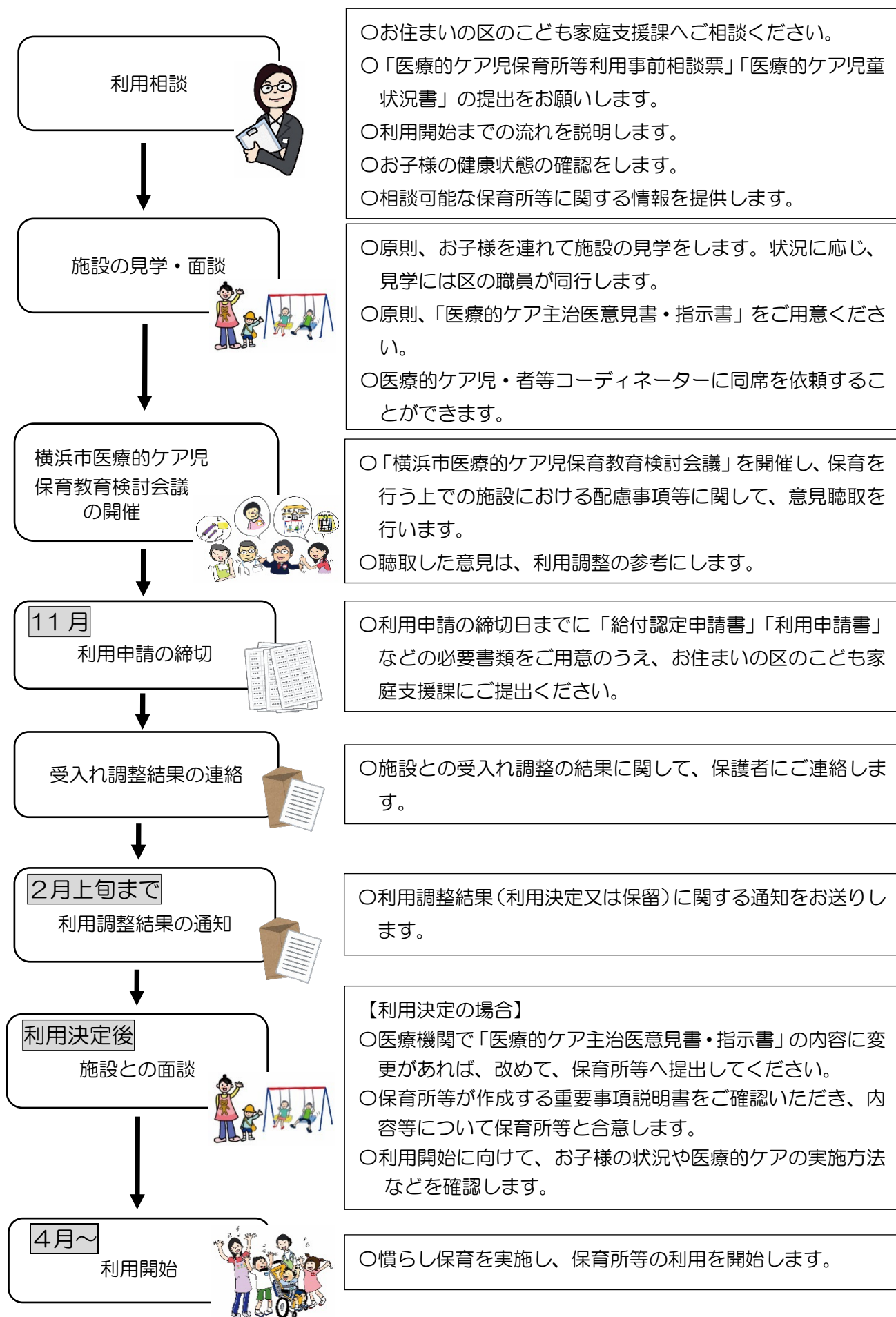
- ② 事前にご確認いただきたい事項

- ・利用申請前に、保護者と対象児童で希望する保育所等の見学をします。
- ・見学前に、区役所から希望する保育所等に「医療的ケア児童状況書」の内容を情報共有します。
- ・相談や見学をした保育所等に必ずしも入所できるとは限りません。
- ・医療的ケアの内容によって、対応できる保育所等が限られます。
- ・やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護職員等が不在の場合は、保護者等がケアを実施するか、保育所等を利用できないことがあります。



※保育所等の利用についての説明を受けた後、「医療的ケア児童状況書」の同意欄に署名をしていただきます。区役所・こども青少年局・保育所等・医療機関・関係機関と必要な情報を共有します。

利用開始までの流れ（4月利用開始の場合）



※ 年度途中の利用を希望する場合は別途ご相談ください。

利用開始までのスケジュール目安



利用相談では、次のことについて伺います。

- ・ 保育の必要性について（育児休業等の状況について）
- ・ お子様の健康状態（現在の状態やこれまでの病歴等）
- ・ 保育所等で必要となる医療的ケア内容の詳細（何時にどんなケアが必要なのか）
- ・ 保育所等の利用を希望する日時 等

「医療的ケア児保育所等利用事前相談票」や「医療的ケア児童状況書」等を事前にご準備いただいた上でご相談いただくようお願いいたします。

< 4 月利用開始の場合のスケジュール目安 >

利用相談	施設の見学・面談では、主治医意見書・指示書などの書類をご用意いただく必要があります。そのため、お早めに利用相談にお越しください。（9 月頃まで）					
施設の見学・面談	5 月中	7 月中	9 月中	10 月中		1 月中
横浜市医療的ケア児保育教育検討会議	6 月	8 月	10 月	11 月	12 月	2 月
利用申請 ※詳細は、8 月頃に横浜市ウェブサイトにて公表予定	10 月から 11 月まで （一次申請）					1 月から 2 月まで （二次申請）
利用開始	4 月					

< 年度途中の利用を希望する場合のスケジュール目安 >

利用相談	施設の見学・面談では、主治医意見書・指示書などの書類をご用意いただく必要があります。そのため、お早めに利用相談にお越しください。（利用希望月の 6 か月前頃まで）					
施設の見学・面談	5 月中	7 月中	9 月中	10 月中	11 月中	1 月中
横浜市医療的ケア児保育教育検討会議	6 月	8 月	10 月	11 月	12 月	2 月
利用申請	利用を希望する月の前々月 11 日前後から前月 10 日前後まで					
利用開始	8・9 月	10・11 月	12 月	1 月	2・3 月	5～7 月

※ 上記スケジュールを目安としますが、児童の健康状態や受入れ園の状況により、利用開始の時期が異なります。